

令和3年8月31日

お客さまへ

淡陽信用組合

口座解約手続きにおける「印鑑レス」の取扱い開始について

平素は淡陽信用組合をご利用いただき有難うございます。

当組合は、預金残高が1万円未満の口座について、払戻請求書への押印不要化による解約手続きの取扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。

これに伴い、お客さまが届出印を持参されていない場合の口座解約にかかる手続きが簡略になります。

記

■「印鑑レス」の取扱い条件について

取 扱 開 始 日	令和3年10月1日（金）
対象となるお客さま	個人のお客さま、個人事業主のお客さま
対 象 と な る 口 座	預金残高が1万円未満の普通預金、貯蓄預金、納税準備預金
お手続きに必要な事項	<ul style="list-style-type: none">・ご本人による来店・運転免許証等の顔写真付き本人確認書類のご提示・通帳とキャッシュカードのご提出

以 上